

**■ 法とは何か 全体講義**

東京都府中市立武蔵台小学校6年生（2008年2月）

■先生 全員起立。今日ね、法教育をしてくださる、今井弁護士です。よろしくお願いします。じゃあ、前から順番に座ってください。

■今井 皆さん、おはようございます。

■児童 おはようございます。

■今井 今、先生からご紹介いただきました、弁護士の今井と申します。実は小学校の皆さんの前で、話をするのは始めてなものですから、非常に緊張しています。昨日もですね、ドキドキして寝れないような感じですね、今まで僕は中学生を相手に授業をしてきたことがあるんですけど、小学校は初めてで。しかも弁護士が小学校で道徳の授業をするっていうのはおそらく、日本でも初めてなんじゃないかなあと。まあどうなるか楽しみなんですけれども、みんなと議論して色々な意見を聞きながら進めて行きたいと思います。

**\*\*\* 法律家のイメージは? \*\*\***

■今井 それで最初にね、すでに暗くなっているんですけど、ビデオを10分程度のものを見てもらおうと思うんですが、その前に、弁護士とか、裁判所とか皆さんどんなイメージを持っているかなあと、ちょっとだけ聞かせてほしいと思っているんですけども。弁護士とか法律家とかどんなイメージを持っている？ どうだろう？ やっぱりわからないかなあ？ 誰か？ 何かない？ 裁判所とか弁護士とか？

■児童 裁判所は、人を裁くところです。

■今井 人を裁くところ。なるほど、他に。

■児童 弁護士は、悪い人に手助けをする人。

■今井 あ〜。いい人だってことかな、逆かな？

■児童 なんか硬い、イメージ。

■今井 硬いイメージね。最近、弁護士でも、茶色い髪の毛をしている弁護士がいたんですけどね、どっかの知事になっちゃいましたけど。他に、他になんかある？ 法律っていうのはどう？ 法律っていうのは、どういうイメージ？

■児童 常識。

■今井 常識？ 普段の生活に使われる常識。あ〜、必要な常識。すごいね。他に？

■児童 敗れない、鉄則。

\*\*\*

■今井 うん。それでは、これから全体でね、1組と2組みんなで、法律とは何かをお話します。そのあとで、先週の金曜日にみんなに問題というか、設例を渡していますよね、それをクラスごとで議論したいと思います。

全体授業ということで、まず、ビデオを見てもらって、その後、法律とはいったい何なのか、ということをしつかりにくいかもしれませんが、出来る限りむずかしい言葉を使わないで、みんなにわかりやすいように説明したいと思います。ビデオは、10分間くらいですが、ちょっと音の調子が良くないみたいなんですけども、小学生向けのビデオ(最高裁判所広報用ビデオ・「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんどこ?」)を見つけてきましたので、まずはご覧ください。

## \*\*\* ビデオ上映中 \*\*\*

■今井 お疲れ様でした。短いビデオだったんですけど、いかがでしたか? なんとなくわかりますか? 先生は、ミホちゃんが本物とそっくりだなあって、ビックリしたんですけど、そうでもないですか?

これから、みんなと話をしたいと思うんですけど。まず、裁判所っていうのが、「最高裁判所」と、それから「高等裁判所」と、それから「地方裁判所」、「簡易裁判所」っていうね、裁判所が出てきたんですけど、裁判所の数って、みんな知っているかな?

最高裁判所っていうのは1個しかないのね。これは日本に一つしかない。最高の裁判所なんで1個しかない。では、高等裁判所は、幾つあるかわかる?

■児童 8つ。

■今井 そうね、よく知っているね。全国に8つあるんです。地方裁判所は?

■児童 50。

■今井 そう、そのとおり。各県に一つずつ裁判所があるんですけど……。あれおかしいな?と思うでしょ。全部で47都道府県あるんですけど、なんでこういうふうになったの? わかる?

■児童 札幌に3つあるから。

■今井 おしい。

■児童 北海道に3つあるから。

■今井 そう。北海道だけは、大きいから分けているのね、札幌と函館と釧路と小樽。その4つあるんで。だから、一つの県に1個ずつなんだけど、北海道だけ4つあるんで、50ある。

で、さっきビデオで言っていましたね、比較的小さな事件を扱う「簡易裁判所」、全国には何個あるか? これはわかるかな?

■児童 438。

■今井 すごいね。よく調べているね。438あるんだね。

それと、みんなと直接関係ないかもしれないけれど、少年たちの問題を扱うところっていうのが、

「家庭裁判所」ってあるんですが、家庭裁判所は地方裁判所とおんなじで、やっぱり、50個あるんですよ。

それと……、裁判所というところは、法律に従ってね、いろんなものを、先ほども話しありましたけれど、争いごとを解決していくってところなんですけど、法律って、今、日本に幾つあると思う？ 幾つぐらいあると思う？

■児童 千。

■今井 おしいけど、ちょっと違う。どれぐらい？ ではヒント。これが、「六法全書」というもの。

■一同 (わあ～)

■今井 2冊で上下に分かれていて、これだけでも、全部じゃない。あとでみんなにも見てもらおうと思いますけど、僕たち弁護士とかいうのは、みんなこれが頭に入っています……。というのはウソです。こんなのは、頭に入れることは出来ません。で、どれぐらいあると思う？ 千よりは、多い。

■児童 一万。

■今井 惜しいね。「憲法」以下の法律は、全部で現在、今年(平成20年)2月1日現在ですけども、1,784あります、法律はね。あと政令とかね、ちょっと、難しいかもしれないけれど、国家が決めている、法律以外のね、決まりがあるんですけど、それを全部入れると、7,035。法令だけで7,300位、こういうようなものがここ(六法全書)に入っている。

このあと、クラスごとに分かれて、設例を議論してもらうにあたって、最初にみんなに理解してもらいたいな、って、お話をさせてもらいたいなって思うんですが。法とは何かあらかじめお話してみたいと思います。

### \*\*\* 法とはなにか? \*\*\*

■今井 さっき、「法」っていうのは……、誰か「常識」だって言ったね、常識。それから、彼は、なんて言ったかね？

■児童 鉄則。

■今井 鉄則か……。敗れない鉄則っていう、話だったね。

(以下、黒板に紙を貼り出しながら)

先ほどのビデオの中にもありました。法律、このなか(六法全書)にもね、決められているんだけど、たとえば、みんながパン屋さんでパンを買う。八百屋さんで野菜を買ってもいいんだけどね。パン屋さんでパンを買うっていうのも実は、この法律の中に定められているんだね。何が定められているかという、「パン屋さんでパンを買ったなら、パン屋さんにお金を払わなければいけませんよ。」と法律に書いてある。当たり前だと思っていることなんだけどね。それから逆にパン屋さんは、パンを買った人にパンを渡さなければいけない。

非常に単純なことなんだけれど、実はパン屋さんでパンを買うっていうことも法律で決められて

いて、これが民法の555条。先生が小さいころ、コント55号ってお笑いタレントがいたんですけどね、それはどうでもいいとして、この民法555条にね、先生が言ったように、パンを買ったら、「代金を払いなさい」、それから、「パンを渡しなさい」ということが決められているの。すでにみんなには当たり前のことになっていると思うけど、ところが、パン屋さんでパンを買ったら、自分はジャムパンを買ったつもりなのに、アンパンを渡されて食べてしまった。そういうとき、どうなるか? ってこともあるわけですね。そういうものも実は、決められている。

それからもう一つ。先ほどビデオにもありましたけれども、人の物を盗む、人の物を盗ってしまう。これも、やっぱり法律、今度は刑法という法律に定められている。人の物を盗むとどうなるか? というと、「10年以下の懲役、または50万円以下の罰金」というふうに刑法の235条というところにね、書かれているんですね。

法律というのは、こういうように、パン屋さんで物を買ったり、人の物を盗んだりしたときのごとが条文で書かれているんだけど、では何のために決め事をしているんだろうか? 何のためだと思ふ? さっきね、常識だとか、鉄則だとか言いましたけど、何のためにこういうことを決めているのかな?

■**児童** みんなが平和に暮らせるため。

■**今井** そう平和で暮らせるため。みんなが平和で暮らせるため。たとえば「人の物を盗んだら刑務所に行きなさい」というね。それってどういうことだ? 「みんなが平和に暮らすために、人の物を盗んだら刑務所に行きなさい」、どういうこと? どうして「刑務所に行きなさい」ということが、みんなが平和に暮らせることになるのか? どうだろう?

たとえばね、「パンを買ったら、お金を払いなさい」と義務を課していますね。それから、人の物を盗んじやったら、刑法で10年以下の懲役っていうことで、懲役に行きなさいと。また義務を課しているよね。なんとなく法律というのは、「硬い」感じ、って誰か言ったみたいに、何かをとにかく縛っているように見えるんだよね。

ところが彼女が言ったようにね、平和になるために法律っていうのがある。どういうことかという、と、「人の物を盗んだら刑罰を科せられますよ」ということは、逆にいうと、「人の物を盗ってはいけませんよ」ということですよ。人の物を盗ってはいけないということは、人の財産を大事にきなさいということなの。それに、人を殺したりするとどうなるかという、と、「死刑、無期または、5年以上の懲役に処す」と法律に書いてあるのね。これはどういうことかという、と、「人はみんな生まれながらにして、みんな大切な命を持っているんだから、そういう命を大切にしなければいけませんよ。だから、人を殺してはいけませんよ。」ということを決めているのね。

そうすると、法とは何か? と言った時に、一つ言えるのが、どうも決め事だっていうのがね、わかる。みんなが平和になるための決め事なんですね。「ルール」って言ってもいい、決め事ね。でも、他にもいっぱいルールとか決め事がある。たとえば物が上から下に落ちる、水が上から下に流れる、影がお日様の反対側に出来るとか。そういう自然のルールとは違って法律は、あくまでも自然じゃなくて、「社会のルール」なんです。社会の中で決められているルールなんですね。

ところがね、この社会の中で決められているルールっていうのも、実は法律以外にも、いっぱいあるんですね、わかるかな、どんなものがあるか？ 法律以外の社会の中の決め事。どんなものがある？

■児童 交通ルール。

■今井 交通ルールね。他には？ 言葉を換えると、こうこうしなさい、とか、こうしたほうがいい、とかね。法律ではね、「人の物を盗んではいけませんよ、人の物を大事にしましょう」とか言ってるけど、何々すべきだという、ルールっていうのはね、「何々すべきだよ」ってことなんだけど。法律以外にもあるよね。どう？

■児童 就職。

■今井 就職？

■児童 仕事に就く。

■今井 ああ、仕事に就くというルールか。それもいいね、大人になったら仕事に就くという、仕事に就くべきだという、そういうルール。それは法律には書いていないけど、ルールだよ、確かに。

ルールっていうのは、どういうことだ？ たとえば、慣習っていうか、慣わしっていうかね。あと他にもあるよね。「朝、会ったら、挨拶しましょう」とか、「助けてもらったらありがとうと言いましょ」とか。そういうね、そういうルールもある。これを何という？ 「朝、会って挨拶したほうがいい」とか、「お年寄りには大事にしなければいけない」とか、そういうのは何だろう？ そう、道徳ね。道徳もルールの一つなんだ。それから、たとえば、近所同士のね、付き合い、そういったものもルールの一つなんです。「ゴミはみんなが邪魔にならないところに出しましょう」とかね。そういう近所付き合いのルールもある。

もう一つ、難しいかもしれないけれど、たとえば、ある国に行くと、毎日、同じ時間になると、同じ方向を向いている……。

■児童 宗教。

■今井 そう、宗教もルール。このように社会のルールっていうのは、法律以外にも、慣わしだとか慣習だとか、近所付き合いだとか、他にも色んなルールがある。

そこと法律とは一体どこが違うんだろうか？ それをこれから考えなければいけない。どこが違うんだろう？ 他の社会のルールとの違い。これは、先生方も一緒に考えてもらってもいいかもしれないね、どうでしょう。何か意見ない？ 法律と他のルールとの違い……。

■児童 場所によって違う。

■今井 あ〜、場所によって違う。それもいいね。君が言ったことって、すごく大事なことで、法律っていうのは、国や場所や時代によって違うのね。たとえば、殺人罪っていうのは、刑法199条っていうところに書いてあって、人を殺したものは、「死刑無期もしくは、5年以上の懲役に処す」と書いてあるんだけど。たとえばね、開拓時代のアメリカ西部なんかは、「WANTED」というのが貼り出されていて、人を殺すとお金が貰えた。僕たちが、まだ生まれるずっと前の日本だって、聞いたことあるかなあ、「切捨て御免」って言ってね、あだ討ちを良しとした。「親のカタキ！」と

か言ってね、人を殺してみんなに賞賛されたの。それと同じように、殺人も、今は人の命を大事にしなきゃダメだよと決めているんだけど、実は君が言ったように、場所とか、時代が違えばよしとされていたんだ。典型的な例が戦争ですよ。戦争は、いっぱい人を殺したほうが英雄になっちゃう。でも、そんな社会はダメだっていうことで、今、法律で殺人罪というものを決めているんだね。

けれどそれは法律とほかを区別する、大きなポイント、にはならない。なぜかというね、道徳とか宗教とかも、場所とか時代によって変わってくる。そういう意味では一緒なんだよね。

そうすると他に何か？ 法律とこれらのルールとの違い？

■児童 ……。

■今井 わからなくていいんだ。そのために今日、先生、教えに来たんだから。先ほどのビデオがありました。法律に従って何をしているかという、争いが起きた時に裁判所で解決すると。地方裁判所で納得がいかなかったら、高等裁判所。高等裁判所で納得がいかなかったら最高裁判所ってことで、三審制って言ってね、さっきもありましたけれども、法律によって裁判所は何をすることかという、紛争を解決するところなんですね。法律っていうのは何か？っていうもう一つの答えは、「紛争を解決するための手段」。ということ。つまり道具。だから、六法全書っていう、これが目的じゃなくて、これは、あくまでも紛争を解決するための道具なわけ。もっと言うとこれは、「のこぎり」とか「トンカチ」と同じなの。これに従って、紛争を解決していこうというね……。

そして、ここからが一番大事なところね。紛争を解決するためには、彼が言った……、非常に僕は、先生はビックリしました。敗れない鉄則。ね、「鉄則」と言った。でも、敗れないかどうかという意味では、ちょっと、間違いはあるんだけど、それだけ、厳しい決まり事なの。もっと言葉換えていうと、たとえば、慣わし、道徳や宗教や近所付き合い、こういったルールにも反したとしても、それは、「村八分」ってわかるかなあ、それはのけ者にされたりするだけなの。宗教に反するようなことをしたら、その宗教から外されるだけなんです。でも、法律に違反した場合っていうのは、どういうことになるかっていうと、刑事事件では、嫌でも刑務所に入れられちゃう。また民事事件なんかでは、お金を払わなかった場合なんかは、嫌でも自分の土地とか、財産を国が強制的に取り上げて売ってお金にされちゃう。すなわち、法律っていうのは紛争解決の手段なんだけど、これらのルールと違って、国によって強制されてしまうという、社会のルールなんです。わかりますか？

これが、法律とは、何か？ というね。色んなことを今、貼り出してきましたけれども、一つの答えです。法律とは、社会のルールだけれども、他と違って国によって強制されてしまう。じゃ、なぜ宗教とか近所付き合いとか、道徳と違って、国によって強制されるんだろう？ 「嫌だ、嫌だ、おれはやっていない」と言っても、「あなたは死刑だよ」という判決がでたら、死刑にされちゃう。「おれは、そんなお金なんか借りていない」と言っても、「あなた、お金返しなさい」と言われて判決が確定したら、土地や建物が売られて、お金にされちゃう。

なぜそんな、国によって強制されちゃうような力を持っているのか。それをね、彼は「敗れない鉄則」という言い方をしたんです。でも、法律は先ほど言ったように、時代によっても変わってく

るから、必ずしもそうは言えないけれども。なぜ、ここまで力があるんだろう？ なんでだ？ あと5分しかないんだけど……。どうして、ここまで強いんだろうか？ なんかない？ なんでもいい、言ってごらん。恥ずかしがらなくていいよ。鉄則って言ったのは、君だったっけ？ すごくいいね、いいところをついてくれたのね。

■児童 ……。

■今井 なぜ、国によって強制的にされるかという。答えは、国家と、つまり国と国民が約束しているからなんです。言葉、換えていうと、みんなの代表である、国会というところで、法律が出来ているんです。みんなの意思で法律を作っているんです。みんなで決めたいんです。パン屋さんでパンを買ったら、お金を払いなさい。人の物を盗んだら、10年以下の刑務所、あるいは、罰金に処しますよと。これもみんなで決めているの、みんなが約束したの。だから、これに違反した時には、強制するんです。この強制力によって、紛争をいわばね、言葉悪いけどね、国によって、力づくで解決する。でも、その力づくというのは、みんなが決めたいからこそ、力づくで解決が出来るという……。わかりますか？

少し難しかったかもしれないけど、全体の授業では、みんなにこれをちょっと、伝えたくて。で、次の個別の授業ではね、今度は、国と国民が約束した法律とはちょっと違うけれども、一郎君と次郎君と三郎君が、宿題を巡ってね、約束をした。その約束の意味を一体どういうふうにかえたいんだろうか？ っていうことを次の個別の授業でみんなと議論していきたいと思います。

## 法とはなにか？

パン屋さんでパンを買う。 → 民法555条

人のものを盗む。 → 刑法235条

社会のルール(決めごと)

近所付き合い

宗教

慣わし(慣習)

道徳

紛争を解決するため手段(道具)

国によって強制される！